

様式 1

申請に対する処分に係る審査基準及び標準処理期間

処 分 の 名 称		卸売業務の許可
根拠条例・規則等名		さいたま市食肉中央卸売市場業務規程
条 項		第6条の2
所 管 部 課		経済局 農業政策部 食肉中央卸売市場・と畜場（電話：048-644-2929）
審 査 基 準	基 準 (未設定の場合はその理由)	次に該当する場合は、許可しない。 (1) 申請者が法人でないとき。 (2) 卸売業務の許可の取消しを受け、その日から起算して3年を経過しない申請者及びその当時役員として在任した者であるとき。 (3) 卸売業務を的確に遂行できる知識及び経験を有しない者であるとき。 (4) 純資産額が別に定める純資産基準額未満のとき。 (5) その許可をすることにより、卸売業者が1者を超えるとき。
	設定等年月日	令和2年6月21日設定 年 月 日最終改正
標 準 処 理 期 間	期 間 (未設定の場合はその理由)	30日
	設定等年月日	令和2年6月21日設定 年 月 日最終改正
備 考		添付書類 (1) 定款 (2) 登記事項証明書 (3) 役員の履歴書及び戸籍抄本 (4) 株主若しくは出資者又は組合員の氏名及びその持ち株数 (5) 実績報告書 (6) 事業計画書 (7) 他の法人の支配関係を確認できる書類 (8) 誓約書 (9) 純資産額調書